

警察庁丁生企発第89号
令和8年2月17日

一般社団法人
全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

金融機関の防犯基準に基づく対策の推進について(依頼)

向春の候、貴殿におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は警察業務の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金融機関等の防犯対策については、令和2年5月22日策定の「金融機関の防犯基準」等に基づき、強盗、窃盗等の未然防止と発生時の適切な対応を推進しているところではありますが、令和7年中の特殊詐欺の認知件数及び被害額がいずれも過去最悪となるほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増するなど、極めて深刻な情勢にあります。また、フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯についても高水準で推移しており、予断を許さない情勢にあります。このような情勢を踏まえて、金融機関の防犯基準を改定しましたので、貴殿関係部分について別添のとおり送付します（貴殿関係部分については従来からの変更はありません）。

この防犯基準は、義務等を生じるものではありませんが、貴殿におかれましても金融機関等における防犯対策の重要性に御理解をいただき、引き続き傘下の警備業者に対して当該防犯基準に基づく金融機関等の対策の推進について御指導をお願いいたします。

なお、この防犯基準は、関係者以外は「不公表」にするとともに、過去に策定・発出した金融機関の防犯基準は廃止しますので、御注意をお願いします。

別添

【本防犯基準は、不公表である。】

令和8年2月17日

金融機関の防犯基準

項 目	内 容
防 犯 設 備	1～8 略 9 その他「金融機関の店舗・ATM等の防犯設備対策」（資料1）及び「金融機関の店舗・ATM等の防犯設備対策に係る用語の意味・具体的内容」（資料2）に基づく対策を講じること。

金融機関の店舗・ATM等の防犯設備対策

対象箇所	防犯措置	店舗内 ATM等	店舗接続 ATM等	無人ATM等 (客室内)	無人ATM等 (客室なし)
		優先度			
客室入口	客室ドアの開を監視する	A	A	A	
	囲障を設ける			B	
	客室の強化を行う			A	
	防犯カメラを設ける			B	
客室内	客室への人の侵入を監視する	A	A	A	
	客用非常押釦を設ける	A	A	A	A
	防犯カメラを設ける	A	A	A	A
	囲障を設ける				B
機械室入口	機械室を設ける	B	B	B	C
	機械室ドア等の錠の複数化又はガードプレート を設ける	B	B	A	A
	機械室ドアの蝶番を補強する	B	B	A	A
	機械室ドアの開を監視する	B	B	A	A
機械室内	機械室を設ける	B	B	B	C
	機械室内の人の侵入を監視する	B	B	A	A
	保守員用非常押釦を設ける	B	B	A	A
	防犯カメラを設ける	C	C	B	B
ATM等本体	ATM等筐体の強化を行う	B	B	A	A
	建物床へ固定する	C	C	B	B
	ATM等筐体の破壊等を監視する	B	B	A	A
	追跡手段がとれる装置を設置する	C	C	C	C
	現金出し入れ扉が後面にあるATM等を使用する	B	B	B	C
	現金出し入れ扉の開を監視する	A	A	A	A
	現金カセット自体を入れ替える方式を採用する	B	B	B	B
防犯カメラを設ける	B	B	B	B	
共通事項	機械警備又は通報により警備員等が25分以内に駆け付ける体制をとる	A	A	A	A
	店舗、客室、機械室及びATM等本体の監視を併行して行う	A	A		
	客室、機械室及びATM等本体の監視を併行して行う			A	
	威嚇用ベル等を設置する	B	B	B	B

※本対策は、金融機関の店舗・ATM等及び関連施設に必要な防犯措置を講じることによって、犯行を困難にし、若しくは犯行に要する時間を長くし、又は異常を認めた職員、警備員等、施設の管理者の対応措置によって、金融機関に係る窃盗事件を阻止・抑止することを目的とするものである。

※用語の意味等については、「金融機関の店舗・ATM等の防犯設備対策に係る用語の意味・具体的内容」とおり。

資料 2

金融機関の店舗・A T M等の防犯設備対策に係る用語の意味・具体的内容

1 優先度

各項目ごとに付した優先度の意味は、次のとおりである。

「A」 最低限必要であることを示す。

「B」 可能な限りその実現に努める必要があることを示す。

「C」 できるならばそうすることが望ましいことを示す。

2 用語の意味と具体的内容

(1) 店舗内A T M等

金融機関の店舗内に設置されたA T M等をいう。

(2) 店舗接続A T M等

金融機関の店舗に接続した区画（独立した出入口を有するもの）に設置されたA T M等をいう。

(3) 無人A T M等（客室内）

金融機関が設置するA T M等であって、路上、施設の構内等に独立して区画されたキャッシュ・サービス・コーナー等の施設内に設置されたA T M等をいう。

(4) 無人A T M等（客室なし）

金融機関が設置するA T M等であって、店舗内A T M等、店舗接続A T M等及び無人A T M等（客室内）以外のA T M等（例えば、コンビニエンスストア、デパート、雑居ビル等の建物内に単体で設置されたもの）をいう。

(5) 監視

センサー（検知器）等を用いて人の侵入、物の破壊等の異常の発生を施設管理者（機械警備業者の基地局又は有人のビル管理事務所等を含む。以下同じ。）へ通報する設備を設け、監視することをいう。

(6) ドアの開、扉の開

ドア及び扉を開けることをいう。

(7) 客室入口関係

ア 客室ドアの開を監視する

店舗の営業時間外又はA T M等の稼働時間外で、客室ドアを施錠し、シャッター等を降ろすなどにより客室への人の出入りを禁止している時間帯において、不法に侵入しようとする者がある場合に、ドアを開けた時点で侵入を検知できるセンサーを設置すること、ドア以外の採光用ガラス窓等を開けた時点で侵入を検知できるセンサーを設置すること、及び採光用ガラス窓等のガラス破壊等に伴う衝撃等を検知できるセンサーを設置することをいう。

なお、ドアの具体的な監視箇所は、シャッターの開放等、同等の効果のある

ところでもよい。

なお、ドア又はシャッターには、破壊に伴う衝撃等を検知できるセンサーを設置することが望ましい。

イ 囲障を設ける

無人ATM等（客室内）のうち、車両の接近が可能なものについては、車止めその他車両の接近を制御する対策を施すことをいう。

ウ 客室の強化を行う

無人ATM等（客室内）を新たに設置する場合に、客室を鉄骨等により強化し容易に破壊されないようにすることをいう。

なお、既設の客室についても鉄骨等により補強することが望ましい。

エ 防犯カメラを設ける

路上、駐車場等の施設外に設置する無人ATM等（客室内）において、防犯カメラを客室に近づく者の顔面、全体像、動向等が撮影・録画できるように設置することをいい、当該防犯カメラは、ATM等の稼働時間内だけでなく、侵入センサー、照明装置等との連動等による稼働時間外での作動を確保するものをいう。

なお、犯人が犯行時に防犯カメラ等を破壊することを考慮して、画像データを通信により離れた場所に伝送して保存することが望ましい。

(8) 客室内関係

ア 客室への人の侵入を監視する

2(7)アの客室ドアの監視と併せて店舗の営業時間外又はATM等の稼働時間外に客室内に侵入した者の行動を確実に検知するために熱等を検知できるセンサーを設置することをいう。

イ 客用非常押釦を設ける

店舗の営業時間及びATM等の稼働時間の内外にかかわらず、異常事態の発生を施設管理者へ通報するための「非常押釦」をATM等の直近に設けることをいう。

ウ 防犯カメラを設ける

防犯カメラをATM等に近づく者及び操作する者の顔面、全体像、動向等が撮影・録画できるように設置することをいい、当該防犯カメラは、ATM等の稼働時間内だけでなく、侵入センサー、照明装置等との連動等による稼働時間外での作動を確保するものをいう。

なお、犯人が犯行時に防犯カメラ等を破壊することを考慮して、画像データを通信により離れた場所に伝送して保存することが望ましい。

エ 囲障を設ける

無人ATM等（客室なし）については、稼働時間外は可動式の柵、ロープ等の囲障を設けることを、車両の接近が可能なものについては、車止めその他車

両の接近を制御する対策を施すことをいう。

(9) 機械室入口関係

A T M等は、装置の前面（利用者側）から現金を補充する構造のものと、装置の後面から行うものの2種類があり、後面から現金を補充する構造で機械室を設ける場合の各用語の意味は、次のとおりとする。

ア 機械室ドア等の錠の複数化又はガードプレートを設ける

機械室は、関係者以外は立ち入ることがなく、外部から見えないため、一旦機械室内に侵入されると容易に犯行を行うことができることを踏まえ、機械室入口のドア、シャッター等の錠（錠は本締り錠を使用する。）を複数にし、又は機械室ドアの錠周辺部のこじ開け等による開扉を防止するため、ドアにガードプレートを取り付けることをいう。

イ 機械室ドアの蝶番を補強する

機械室への侵入を防止するために、機械室ドアの蝶番を溶断・切断により破壊されないように補強することをいう。

ウ 機械室ドアの開を監視する

機械室内に不法に侵入しようとする者がある場合に、ドアを開けた時点で侵入を検知できるセンサーを設置すること、ドア以外の採光用ガラス窓等を開けた時点で侵入を検知できるセンサーを設置すること、及び採光用ガラス窓のガラス破壊等に伴う衝撃等を検知できるセンサーを設置することをいう。

なお、ドアの具体的な監視箇所は、シャッターの開放等、同等の効果のあるところでもよい。

また、機械室ドアの錠周辺部や蝶番の焼き切り等に伴う衝撃等を検知できるセンサーを設置することが望ましい。

(10) 機械室内関係

ア 機械室内の人の侵入を監視する

センサーで監視していない壁面からの侵入を考慮し、2(9)ウと併せて機械室への不法侵入を検知するために熱等を検知できるセンサーを設置することをいう。

イ 保守員用非常押釦を設ける

店舗の営業時間及びA T M等の稼働時間の内外にかかわらず、異常事態の発生を施設管理者へ通報するための「非常押釦」を設けることをいう。この場合、店舗内A T M等については、店舗の営業時間内の通報は、店舗内の事務室でもよい。

ウ 防犯カメラを設ける

防犯カメラを機械室内に侵入する者の顔面、全体像、動向等が撮影・録画できるように設置することをいい、当該防犯カメラは、A T M等の稼働時間内だけでなく、侵入センサー、照明装置等との連動等による稼働時間外での作動を

確保するものをいう。

なお、犯人が犯行時に防犯カメラ等を破壊することを考慮して、画像データを通信により離れた場所に伝送して保存することが望ましい。

(11) A T M等本体

ア A T M等筐体の強化を行う

強化用品の取り付けなどによりA T M等筐体の強化を行うことをいい、特に、現金出し入れ扉及び当該扉周辺を強化するものをいう。

強化の目安は、機械警備又は通報により施設管理者が25分以内に駆け付ける体制をとることを前提として、工具による破壊等に対して少なくとも25分以上の耐久時間を持つことが望ましい。

イ 建物床へ固定する

A T M等を建物床にアンカーボルト等により固定することをいう。

なお、プロテクター等の強化用品を設置する場合は、A T M等と強化用品を共に床面に固定することをいう。

ウ A T M等筐体の破壊等を監視する

A T M等を破壊又は移動しようとした時点で加えられた衝撃、熱等を検知できるセンサーを設置することをいう。

エ 追跡手段がとれる装置を設置する

A T M等の持ち去り事件が発生した場合に、追跡手段がとれるように、本体内にG P S装置その他これと同等の機能を有する装置を設置することをいう。

オ 現金出し入れ扉が後面にあるA T M等を使用する

現金出し入れ扉が後面にあるA T M等を使用することをいう。

なお、現金出し入れ扉が前面にあるA T M等の現金補填作業を行う場合は、周囲から望見できる客室側で行うことから、2人以上の体制で周囲に留意の上、行うなどの防犯対策を実施することが望ましい。

カ 現金出し入れ扉の開を監視する

現金の窃取を目的として、A T M等の現金出し入れ扉を開けた時点で検知できるセンサーを設置することをいう。

キ 現金カセット自体を入れ替える方式を採用する

現金カセット自体を入れ替える方式等、現金補填作業中に直接現金が人目に触れない方式を採用することをいい、現金収納カセットを取り出して入れ替える際には開錠操作が必要な構造のものをいう。

ク 防犯カメラを設ける

A T M等1台に利用者等の上半身が撮影・録画できる防犯カメラを1台以上設置することをいい、当該防犯カメラは、A T M等の操作時の作動及び照明装置等との連動を確保するものをいう。

(12) 共通事項関係

ア 機械警備又は通報により警備員等が25分以内に駆け付ける体制をとる

本防犯対策の基本的な考え方は、工具による破壊等に対して少なくとも25分以上耐えること、監視装置等により異常を認めた施設の管理者等が25分間以内に駆け付ける体制を確立することを前提かつ必須の要件とするものであり、その実現に向けた体制をとることをいう。

イ 店舗、客室、機械室及びA T M等本体の監視を併行して行う

監視は、店舗、客室、機械室及びA T M等本体において併行して行い、いずれか1か所において異常を認めた時点で施設管理者等へ通報できようにすることをいう。

ウ 威嚇用ベル等を設置する

監視に連動した威嚇用ベル等を設置することをいう。犯人の侵入時にベル、ブザー等の音響及びフラッシュライト、赤色回転燈等の光によって威嚇し、周囲に知らせるシステムは、防犯上効果的である。